

特許法等の一部を改正する法律（令和3年5月21日法律第42号）

第204回通常国会において成立した「特許法等の一部を改正する法律」の施行期日を定める政令が2021年9月14日に閣議決定された。附則第1条本文において定める施行期日は2022年（令和4年）4月1日であり、同条第3号に掲げる規定の施行期日は2021年（令和3年）10月1日である。

今回の改正は、新型コロナウイルスの感染拡大に対応したデジタル化等の手続の整備と、デジタル化等の進展に伴う企業行動の変化に対応した権利保護の見直しと、知的財産制度の基盤の強化と、を含む。以下、主要な改正については背景も交えながら、改正の概要を説明する。

I. 新型コロナウイルスの感染拡大に対応したデジタル化等の手続の整備

1. 審判等の口頭審理等のオンライン化（特許法、実用新案法、意匠法、商標法）

【施行期日】 2021年10月1日

「背景」

当事者および参加人が新型コロナウイルス感染症に対する不安を抱くことなく口頭審理等に参加可能とする観点、およびデジタル化等の社会構造の変化に対応した策を講じる観点から、本改正に至った。

「概要」

審判長の判断で、当事者および参加人が審判廷に出頭することなく、ウェブ会議システム等を利用して、審判等の口頭審理、証拠調べ、証拠保全の期日における手続を行うことを可能とする（特許法第71条第3項、第145条第6項および第7項、第151条等）。

2. 特許印紙による予納の廃止・料金支払方法の拡充（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律）

【施行期日】

（特許印紙による予納の廃止）（銀行振込による予納（現金納付）の開始）：2021年10月1日

（窓口でのクレジットカード支払い）：2022年4月1日

⇒★補足：経過措置として、特許印紙による予納は、2021年10月1日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日（令和3年11月1日現在では未定）までの間はなおその効力を有する。

「背景」

物理的な印紙の取り扱いに係るユーザーおよび特許庁双方の負担軽減の観点から、本改正に至った。

「概要」

特許料等または手数料の予納は、特許印紙ではなく現金をもってしなければならない（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第14条第1項および第2項、第15条各項等）。

今回の改正により、料金支払方法としては、口座振替、口座振込、クレジットカード等での支払いが可能となる。

3. 意匠・商標国際出願手続のデジタル化（意匠法、商標法）

（1）国際意匠・商標登録出願の登録査定の謄本の送達見直し

【施行期日】国際意匠登録出願：2021年10月1日

国際商標登録出願：2021年5月21日から起算して2年を超えない範囲内において、政令で定める日（2021年11月1日現在では未定）

「背景」

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一部の国について国際郵便の引受が停止され、登録査定の謄本の送達が滞ったことから、本改正に至った。

「概要」

国際意匠登録出願の査定の方式について、特許庁長官が登録査定に記載されている事項を国際事務局に対して通知することで、査定の謄本の送達に代えることができる（意匠法第60条の12の2）。

国際商標登録出願の査定の方式について、特許庁長官が登録査定に記載されている事項を国際登録に関するマドリッド協定の議定書に定める国際事務局に対して通知することで、査定の謄本の送達に代えることができる（商標法第68条の18の2）。

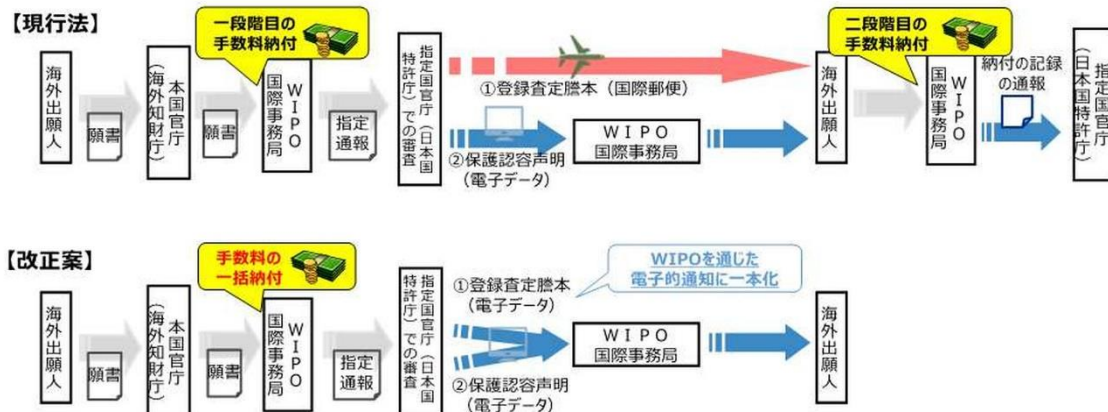
（2）国際商標登録出願の手数料の二段階納付の廃止

【施行期日】2021年5月21日から起算して2年を超えない範囲内において、政令で定める日（令和3年11月1日現在では未定）

「概要」

国際商標登録出願の個別手数料を、国際登録前に国際事務局にまとめて納付しなけれ

ばならない（商標法第68条の19第1項および第2項、第15条各項）。[注1]



(第15回産業構造審議会知的財産分科会 配布資料 資料4より引用)

(3) 国際意匠登録出願における新規性喪失の例外の適用の証明書の提出方法の拡充

【施行期日】 2021年10月1日

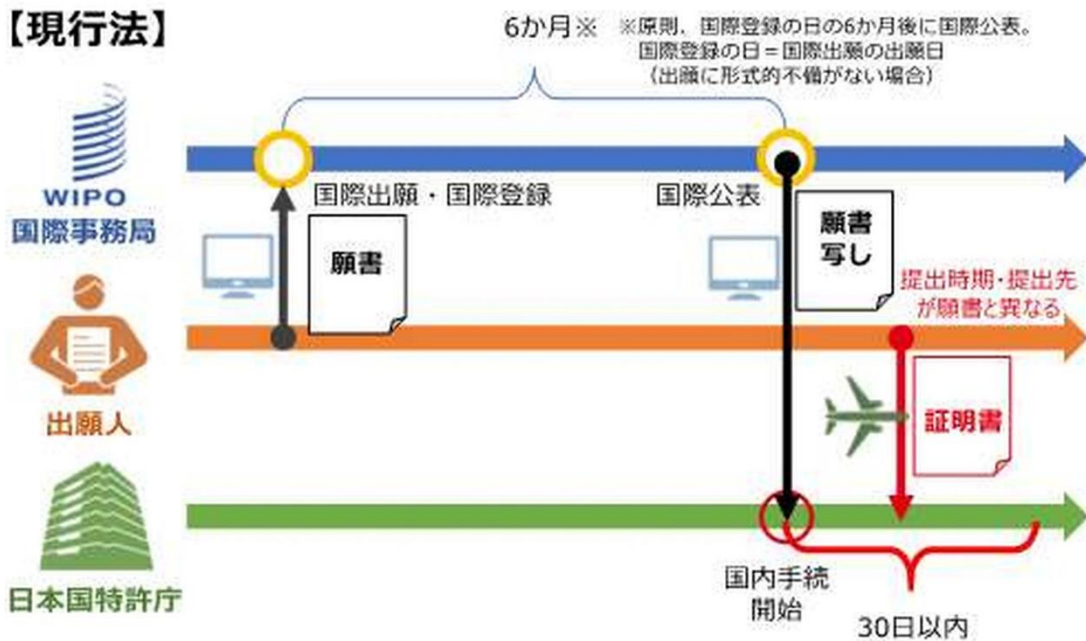
「背景」

国際出願の出願人は、願書を国際事務局に提出するが、国際意匠登録出願における新規性喪失の例外適用証明書は、国際登録の日から原則6月後である国際公表の日から一定期間内に日本国特許庁長官に宛てて提出することとなる。その際、願書と証明書の提出時期や提出先の違いに起因し、出願人が特許庁への証明書の提出を失念し、結果として新規性喪失の例外の規定の適用を受けることができないという事態が生じていることから、本改正に至った。

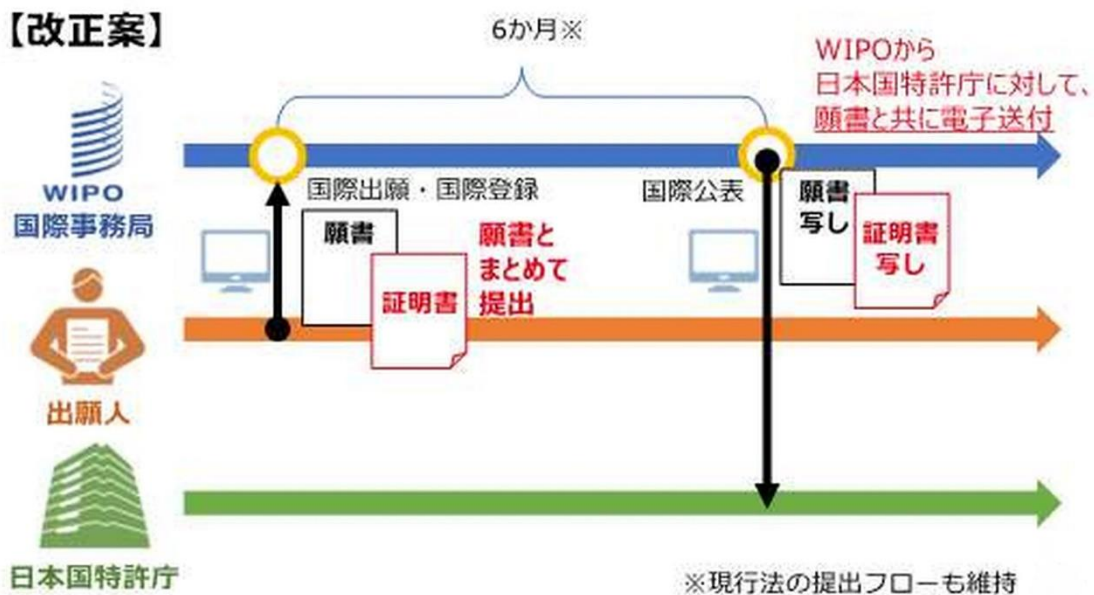
「概要」

国際意匠登録出願の出願人が、新規性喪失の例外の適用を受けるための証明書を、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に定める国際事務局に提出することができる（意匠法第60条の7第2項）。[注1]

【現行法】



【改正案】



(第15回産業構造審議会知的財産分科会 配布資料 資料4より引用)

4. 追納時の割増特許料等の納付免除（特許法、実用新案法、意匠法、商標法）

【施行期日】2021年10月1日

「背景」

追納は、第4年以降の特許料の納付期間を経過した場合に、相当額の割増料金を徴収することにより、納付期限経過後に特許料の納付を可能とするものである。実用新案法、意

匠法、商標法においても、特許法と同様に追納に係る規定を設けている。

新型コロナウイルスの感染拡大により特許料を納付期間内に支払うことができない場合は、特許権者からはやむを得ない事情である限り、納付期間が経過した場合に必ず割増特許料を支払う必要があるとする現行制度は不合理であることから、本改正に至った。

「概要」

感染症拡大や災害等、特許権者の責めに帰することができない理由により、特許料の納付期間を経過した場合に、相応の期間内（納付期間経過後6月以内）において割増特許料の納付を免除する（特許法第112条第2項および第4項から第6項）。

なお、実用新案、意匠および商標における割増登録料についても同様である（実用新案法第33条第2項、第4項および第5項、意匠法第44条第2項および第4項、商標法第41条の2第6項および第43条第1項から第3項）。

Ⅱ. デジタル化等の進展に伴う企業行動の変化に対応した権利保護の見直し

1. 海外からの模倣品流入への規制強化（意匠法、商標法）

【施行期日】2021年5月21日から起算して1年6月を超えない範囲内において、政令で定める日（令和3年11月1日現在では未定）

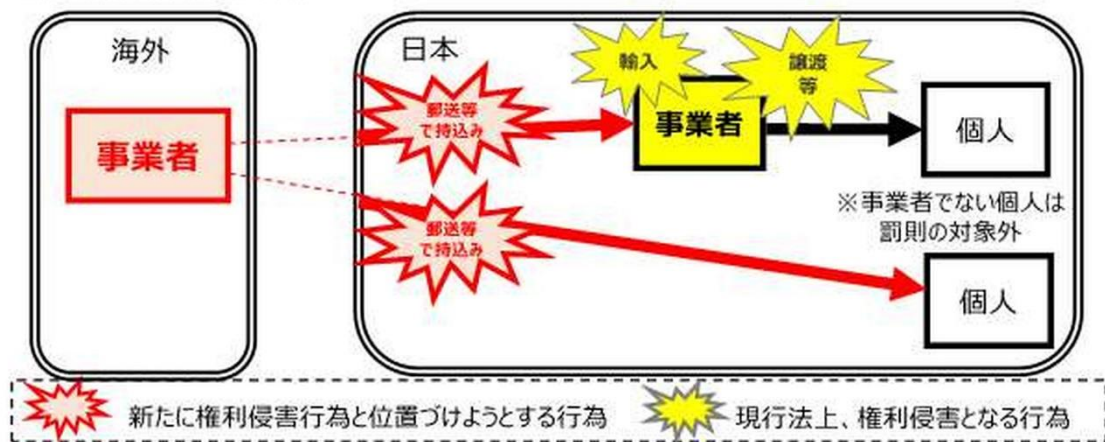
「背景」

近年、海外の事業者が国内の者に対して、少量の模倣品を郵送等により直接販売や送付する取引が急増している。この場合、「輸入」の主体は国内の個人のため、「業として」の実施の定義・使用の定義要件を満たさない場合には産業財産権の侵害に値せず、税関で模倣品を没収等することができないことから、本改正に至った。

「概要」

意匠および商標の実施の定義に定める「輸入」する行為には、外国の者が外国から日本国内に他人をして（郵送業者等の自分以外の他人によって）持ち込ませる行為が含まれるものとする（意匠法第2条第7項、商標法第2条第7項）。[注1]

【法改正のイメージ】



(第15回産業構造審議会知的財産分科会 配布資料 資料4より引用)

2. 訂正審判等における通常実施権者の承諾の要件の見直し(特許法、実用新案法、意匠法)

【施行期日】2022年4月1日

「概要」

(1) 特許法

(1-1) 特許権の放棄において、通常実施権者の承諾は、**不要**となる(特許法第97条第1項)。

⇒★補足：特許権の放棄についての専用実施権者および質権者の承諾は、引き続き必要となる。また、専用実施権の放棄、仮専用実施権の放棄および実用新案登録に基づく特許出願における通常実施権者の承諾(仮専用実施権の放棄については仮通常実施権者の承諾)は、引き続き必要となる。[注2]

(1-2) 訂正審判の請求において、通常実施権者の承諾は、**不要**となる(特許法第127条)。

⇒★補足：訂正審判の請求についての専用実施権者および質権者の承諾は、引き続き必要となる。[注2]

(2) 実用新案法

実用新案権の放棄および訂正における通常実施権者の承諾は、**不要**となる(実用新案法第26条および第14条の2第13項)。

⇒★補足：実用新案権の放棄および訂正についての専用実施権者および質権者の承諾は、引き続き必要となる。[注2]

(3) 意匠法

意匠権の放棄および訂正における通常実施権者の承諾は、**不要**となる（意匠法第36条）。

⇒★補足：意匠権の放棄および訂正についての専用実施権者および質権者の承諾は、引き続き必要となる。[注2]

(4) 商標法

商標権の放棄については、引き続き通常使用者等の承諾を必要とし、商標法の改正は行われない。[注2]

		特許法上承諾を必要とする者			
		許諾による通常実施権者（又は仮通常実施権者）	職務発明に基づく通常実施権者	専用実施権者	質権者
承諾が必要とされる行為	訂正審判の請求（特許法第127条）	要→不要	要→不要	要	要
	訂正請求（同法第120条の5第9項、第134条の2第9項）	要→不要	要→不要	要	要
	特許権の放棄（同法第97条第1項）	要→不要	要→不要	要	要
	専用実施権の放棄（同法第97条第2項）	要	-	-	要
	仮専用実施権の放棄（同法第34条の2第7項）	要	-	-	-
	実用新案登録に基づく特許出願（同法第46条の2第4項）	要	要	要	要

（産業構造審議会知的財産分科会 第42回特許制度小委員会 配布資料 資料2より引用）

3. 特許権等の回復要件の緩和（特許法、実用新案法、意匠法、商標法）

【施行期日】2021年5月21日から起算して2年を超えない範囲内において、政令で定める日（令和3年11月1日現在では未定）

「概要」

特許権等の回復要件として、現行制度における「正当な理由がある場合に、権利を回復できる」とする法制から、「期間徒過が故意でない認められる場合に、権利回復できる」とする法制に改正する。以下、回復要件について、詳細に説明する。

(1) 外国語の特許出願の翻訳文（特許法、実用新案法）

外国語の特許出願において、明細書等の翻訳文を所定の期間内に提出することができなかつたことについて、故意でないと認められる場合には、一定の期間内に限り翻訳文を提出できる（特許法第36条の2第6項および第184条の4第4項、実用新案法第48条の4第4項等）。

(2) 特許出願等に基づく優先権主張、パリ条約の例による優先権主張（特許法、実用新案法、意匠法）

優先権の主張と伴う特許出願等において、優先期間内に特許出願等を行うことができなかったことについて、故意でないと認められる場合には、一定の期間内に限り、特許出願等に基づく優先権主張、パリ条約の例による優先権主張を行うことができる（特許法第41条第1項および第43条の2第1項、実用新案法第8条第1項第1号および第11条第1項、意匠法第15条第1項等）。

(3) 出願審査請求（特許法）

特許出願審査請求において、その請求期間内に請求をすることができなかつたことについて、故意でないと認められる場合には、一定の期間内に限り請求することができる（特許法第48条の3第5項）。

(4) 特許料等の追納（特許法、実用新案法、意匠法）

特許料等の追納において、所定期間内に追納することができなかつたことについて、故意でないと認められる場合には、一定の期間内に限り追納することができる（特許法第112条の2第1項、実用新案法第33条の2第1項、意匠法第44条の2第1項）。

(5) 商標権等（商標法）

(5-1) 商標権存続期間の更新

商標権の存続期間の満了前6月から満了日までの期間内に商標権存続期間を更新できなかつたことについて、故意でないと認められる場合には、一定の期間内に限り更新申請することができる（商標法第21条第1項）。

(5-2) 後期分割登録料等の追納

商標権の満了前5年を経過後6月以内に後期分割登録料および割増登録料を追納できなかつたことについて、故意でないと認められる場合には、一定の期間内に限り後期分割登録料および割増登録料を追納できる（商標法第41条の3第1項）。

(5-3) 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願

防護標章登録に基づく権利の存続期間の満了前6月から満了日までの間に更新登録出願できなかったことについて、故意でないと認められる場合には、一定の期間内に限り更新登録出願をすることができる（商標法第65条の3第3項）。

(5-4) 書換登録の申請

書換登録の申請期間内に申請ができなかったことについて、故意でないと認められる場合には、一定の期間内に限り書換登録の申請をすることができる（商標法附則第3条第3項）。

(6) 在外者の特許管理人の特例（特許法、実用新案法）

国際特許出願における特許管理人の選任の届出において、所定の期間内に特許庁長官に対して届出をすることができなかったことについて、故意でないと認められる場合には、一定の期間内に限り届出をすることができる（特許法第184条の11第6項、実用新案法第48条の15第2項）。

Ⅲ. 知的財産制度の基盤の強化

1. 特許権侵害訴訟等における第三者意見募集制度の創設（特許法、実用新案法、弁理士法）

【施行期日】 2022年4月1日

「背景」

AI・IoT技術の時代において、特許権侵害訴訟は、これまで以上に高度化・複雑化することが想定され、裁判官が必要に応じてより幅広い意見を参考にして判断を行えるようにするため、本改正に至った。

「概要」

特許権侵害訴訟、専用実施権侵害訴訟および補償金請求訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が必要と認めるときに限り、広く一般の第三者に対してその審理に必要な事項について、意見を求めることができ、意見を当事者が証拠に活用できる（特許法第65条第6項および第105条の2の11、実用新案法第30条）。【注1】

弁理士は、特許権侵害訴訟等において、裁判所が広く一般の第三者に対して審理に必要な事項について意見を求めた際に、意見を記載した書面を提出しようとする者からの意見の内容（特許法および実用新案法の適用に関するものに限る。）に関する相談に応ずることを業とすることができる（弁理士法第4条第2項第4号）。

【制度の概要】

意見募集の主体・意見の提出先	裁判所
意見を提出できる者	限定しない (広く一般の第三者が提出できる)
対象の事件	特許権・実用新案権に係る侵害訴訟
対象の審級	第一審(東京地裁・大阪地裁)・ 控訴審(知財高裁)
意見募集の時期・期間	裁判所の裁量

(第15回産業構造審議会知的財産分科会 配布資料 資料4より引用)

2. 特許料等の改訂(特許法、実用新案法、意匠法、商標法、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律)

【施行期日】2022年4月1日

「背景」

審査負担増大や手続きのデジタル化に対応し収支バランスの確保を図るべく、特許料等の料金体系が見直された。

「概要」

特許料、商標登録料、商標更新登録料(特許料等という。)などについて、上限額を法定し、具体的な金額を政令で定める(特許法第107条第1項、商標法第40条第1項および第2項、商標法第41条の2第1項および第7項、商標法第65条の7第1項および第2項、商標法第68条の30第1項および第5項)。**【注1】**

特許料等の改正料金は、当該料金の納付時が2022年4月1日又はそれ以降の場合に適用される。

特許協力条約に基づく国際出願に係る手数料の内の一部手数料の上限額を引き上げる(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第18条第2項表1および2)。**【注1】**

特許協力条約に基づく国際出願の改正料金は、国際出願時または予備審査請求時が2022年4月1日又はそれ以降の場合に適用される。

特許庁は、令和3年7月、産業財産権関係料金の見直し(特許庁の料金改正案)に対して意見募集を行った。特許庁の現行提案については、**【注3】**を参照。

主な料金の種類と性質（赤字は法定上限の改定を行う料金）

	1. 権利化前 ・政策的に実費を下回る水準 ・法律で上限額を定め、 具体額を政令で規定	2. 権利化後 ・全体の収支をバランスさせる水準 ・具体的な金額を法律で規定 →法律で上限額を定め、具体的な 金額を政令に委任するよう改める
特許	出願料、審査請求料	特許料
PCT (国際特許)	送付・調査手数料	—
意匠	出願料	登録料
商標	出願料	登録料、更新登録料

（第15回産業構造審議会知的財産分科会 配布資料 資料4より引用）

3. 弁理士制度の見直し（弁理士法）

【施行期日】2022年4月1日

「概要」

（1）農林水産知財業務の弁理士業務への追加

弁理士は、外国の行政官庁等に対する植物の新品種または地理的表示に関する権利に関する手続に関する資料の作成等を行うことおよび植物の新品種または地理的表示の保護に関する相談に応ずることを業とすることができる（弁理士法第4条第3項第2号および第3号、第8条第3号）。

⇒★補足：植物の品種登録（育成者権）や地理的表示に関する「相談業務」および「海外出願支援業務」についてはのみ弁理士法に規定し、「国内出願支援業務（品種登録出願業務）」については弁理士法には規定しない。

（2）法人名称の変更

弁理士が設立する法人の名称を「特許業務法人」から「弁理士法人」に変更する（弁理士法目次および本則）。

（3）一人法人制度の導入

弁理士の社員一人のみでも法人の設立を可能とする（弁理士法第2条第7項、第43条第1項、第47条の3第7項、第52条各項および第52条の2）。

<参考>

[注1] [日本特許庁「産業構造審議会 第15回知的財産分科会 配布資料／資料4：特許法等の一部を改正する法律案の概要」](#)

[注2] [日本特許庁「産業構造審議会知的財産分科会 第42回特許制度小委員会 配布資料／資料2：訂正審判等における通常実施権者の承諾の要件の見直し」](#)

[注3] [日本特許庁「産業財産権関係料金の見直しに対する意見募集について」](#)

以上